

# 多様な主体による共助社会づくり推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 地域の人々が共に支え合う「共助」の取組を拡大し、共助社会づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、多様な主体による共助社会づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 共助社会づくりを推進するための施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 共助社会づくりを推進するための重点事業の推進に関すること。
- (3) 共助社会づくりを推進するための職員の意識啓発に関すること。
- (4) その他、共助社会づくりの推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、県民生活部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 副議長は、県民生活部共助社会づくり課を所管する副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

## (会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、県民生活部共助社会づくり課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表

秘書課長、各部において主管課を所管する局長または副部長、出納総務課長、企業局総務課長、病院局経営管理課長、下水道局下水道管理課長、議会事務局副事務局長、監査事務局副事務局長兼監査第一課長、人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、労働委員会副事務局長兼審査調整課長、教育局教育総務部副部長、警察本部警務部警務課長
--